

兵庫県伊丹市大字 森本の小字地名

森本は、藤原氏の荘園橘菌(たちばなのその)に属し、また、伊丹氏を宗家とする森本氏の本拠地でもありました。森本氏は伊丹氏とともに南北朝の内乱期に各地を転戦していますが、伊丹氏が荒木村重に滅ぼされると、没落してしまいました。

現在の称名寺はこの森本氏の氏寺「森巖庵」の跡に建てられたといわれ、隣の加茂神社は当時からの鎮守とされています。

(博物館だより昭和 56.7)(領主名 服部九右衛門 公称石高 559 租税石高 385 川辺郡誌)

森本は、東は河川敷部、そして中央部、これを北・東および南から囲むようになっている条里制の名残部等、大きくは3つの部分に分けられる。そのうちの中央部「字 東所」「字 南所」および「字 淵ノ上」の一部に集落があった。全体には、ほぼ一丁真四角の条里制をよくとどめている地区である。

さらにそれが、松浦氏の調査により、地租改正以前の状態および地名が分かった。このため「字 庄正」「字 下須古」「字 上梶」「字 下梶」等の「縦長地区」の原形が分かった。また、上下・東西の対称地名もかなりみられ、それが隣接している場合が多いが、離れているところもある。また、関係は不明であるが、当地区は合併番地が多い。

森本の小字

1. 久保 (クボ) 森本3・7丁目

西半分を「字 久保」、東半分は「字 土橋(つちはし)」といった。

2. 西水垣(ニシミズガキ) 森本7丁目

東半分を「字 西水垣」、西半分を「字 日ノ爪(ヒノツメ)」といい、「樋」がかかっていた。現在、空港下トンネルの西の入り口があり、北東の一部は飛行場になっている。

3. 東水垣(ヒガシミズガキ)

その名のとおり東にあり、「字 西水垣」と対になっている。現在は殆どが飛行場である。

4. 溝口(ミゾグチ) 森本7丁目

現在、北東2分の1は飛行場である。

5. 上須古(カミスゴ) 森本7丁目

西半分が「字 上須古」、東半分は「字 オリヤ」とよばれている。なお、不思議な事に「字 下須古」は当地区から離れており、南へ3区画ほど下がらなければならない。他の対称地名は全て隣接している。現在、3分の一は西側の「上須古工業団地」として、工場が集められており、西側3分の一は、飛行場拡張に伴う立ち退き移転により、「元 岩屋地区」の人が居住している。

6. 東所(ヒガシンジョ) 森本2・3丁目

現在、神津支所・郵便局がある。

7. 前田(まえた) 森本2・3・7丁目

位置的には、集落の中心部、「字 東所」の前(南)にある。その集落部分が当地区に食い込んだ形になり、長方形ではない。さらに、縦に、3つの部分になっており、西から「字 堂の前」「字 前田」「字 さいのき」となっている。この「字 堂の前」の東に、称名寺、さらに加茂神社が

ある。この「字 前田」の南に、「字 高法寺」が隣接していることから、このあたりに「興法寺(高法寺)」があったのではないか。また、このあたりを通称「堂の前」と呼ぶ。

8. 鶴田(ツルダ) 森本7丁目・岩屋

西半分を「字 鶴田」、東半分を「字 平田」という。

9. 上戎(カミエビス) 森本7丁目

西半分を「字 上戎」、東半分を「字 ムクゼ」という。

10. 下戎(シモエビス) 森本8丁目

西半分を「字 下戎」、東半分を「字 ナカベ」という。従って「字 上戎」「字 下戎」は、それぞれ西半分で「上・下」となっていたのである。

11. 知田(チダ) 森本7・8丁目

西半分を「字 知田」、東半分を「字 ニローロ」という。

12. 高法寺(コウボウジ) 森本3～5丁目

古寺があったと言われており、現に乾きやすいところで、1m程掘ると石が出てくる。西半分を「字 高法寺」、東半分を「字 ふるのしろ」という。

※11/3 乗々院大僧都、森本の興法寺積善院の住持に祐翁を任命し、近所の輩が着任を妨げることを禁じる。(市史1-577長録3-1459)

13. 柳田(柳)(ヤナギダ) 森本4・5・8丁目

東半分は「字 柳田」、西半分は「字 門の前」といわれ、前述のように「古寺」の門があったといわれている。

14. 古美田(フルミダ) 森本8丁目

西半分を「字 古美田」、東半分を「字 黒部」という。

15. 大行(ダイギョウ) 森本8丁目・小坂田

東半分を「字 大行」、西半分を「字 カネヅカ」という。

16. 下梶(シモカジ) 森本8・9丁目

縦形の地区であり、北半分を「字 カイネリ」南半分を「字 桃ケ本」という。したがって、この地区は「字 下梶」とすべきではなかったのではないか。なお、「字 桃ケ本」の東には「岩屋字 桃ケ本」が隣接している。

17. 上梶(カミカジ) 森本8・9丁目

前記の「字 下梶」とは、東西になっており、また、それぞれの形が「縦形」であるが、北半分は「字 上梶」南半分は「字 下梶」「字 クロゴロ」である。したがって元来「字 上梶」「字 下梶」はまさに「字 上梶」「字 下梶」の位置にあった。

18. 下須古(シモスゴ) 森本8・9丁目

前述のように「字 上須古」とは離れており、しかも縦長の形をしている。北半分は「字 下須古」南半分は「字 ダイケン」という。

19. 庄正(ショウジョウ) 森本8・9丁目

20. 迎田(ムカイダ) 森本4～6・9丁目

西半分は「字 迎田」。何かを「お迎えする場所」であろうか？東半分も「字 ツカメグリ」と言わ

れているし、北には「字 門の前」が隣接している。

21. 楠本(クスモト) 森本4~6丁目

当地区の南端にある。東西に長い地区であるが、3つの部分になっており、南半分の南側は「字 下ス」北半分の東は「ナガベ」で、西を「字 楠本」という。「字 下ス」は低い所にあり、40cm位の苗を植えてもだめであったという。なお、この南に「口酒井字 下ス」が隣接している。

22. 長山(ナガヤマ) 森本1・4・6丁目

旧河川敷の東(内)で、南端にあり、やや北西から、やや南東に、細長い縦の地域で、北半分を「字 長山」南半分は「字 山ん中」といい、竹や藪が生え茂っていたところである。現在、この地区にも「元 岩屋地区」の人が住んでいる。

23. 南所(ミナミンジョ) 森本1・2・4丁目

集落の中心部分である。北半分を「字 十三ジウサン」南半分を「字 夏野ナツノ」という。その「字 十三」地内に「行善寺」がある。

■法高寺(元 行善寺)

1633年(寛永10)浄土宗の寺院として日誉岩公和尚によって創建された。川辺西国観音霊場第24番として観音信仰の対象となっていた。当寺には本堂と並行して観音堂があり、観音像が祀られている。像は江戸期の作といわれ元禄年間から伝わっている。

その後、明治になって衰え、1873年(明治6)には無住の廃寺となった。しかし、地元の同行数十名がそれぞれを惜しみ、伊丹町の「行善寺」(※)が廃寺となったのを機会にその名をもらい、堂宇は「法高寺」そのままだが名は「行善寺」と変わって、現在に至っている。

無住だが、月1回大阪の同宗寺院から尼僧を招き法要が続いている。その日には、神津各地区から「やいと」をすえてもらいに善男善女が集うという。

なお、本堂にも、仏像3体が安置されているが大切にしたいものである。また、法高寺当時の古文書等も大阪の寺院に移管されていると言うが、散らばって無くならないうちに地元で保存の手段を尽くすべきであろう。

※天正年中1573~91 この年中に開基された伊丹の寺が多い。(光明・万徳・行善・墨染・大広・本養の諸寺)(市史2-21)

なお、森本では、伊丹の行善寺の末寺とされている。

(神津小学校創立百周年記念誌より)

24. 淵ノ上(フチノカミ) 森本1~3丁目

北側三分の一を「字 淵ノ上」南側三分の二を「字 乾田カワタ」といい、その名のとおり、水持ちの悪い、よく乾く田であった。さて、北側三分の一を「字 淵ノ上」というが、この部分と、県道をはさんで北にある「西桑津字前」の一部分には「中小路村」という11筆ばかりの小さな宅地(集落)があった。西桑津の枝郷であったが、明治時代には、すでに村名がなく、あまり知られていません。もちろん、現在は伊丹と豊中を結ぶ県道に分断されており、面影はありません。(広報いたみ582号)

■加茂神社について

称名寺と垣一つを境に隣接している。森厳庵当時からその鎮守とされており、森厳庵の没落後も、称名寺の鎮守兼村内の守護所として現在まで続いている。本殿は一間社春日造りの建物

で、屋根は現在銅板で葺かれている。全体に丁寧に作られているが、伸びがみられず、17世紀中期よりあとの作品であるとみられる。

■称名寺について

この寺は1615(慶長20)年、了善という僧が「中興開山」となって、森巖庵所ゆかりの地に浄土真宗の道場として建てたという。現在の本堂は、入母屋造り本瓦葺の堂で1712(正徳2)年建てたと伝えられている。内陣の仏壇は正面に並ぶ形式で全体としては装飾も少なく、簡素なお堂である。鐘堂は単層切妻造りといって、形式としては最も簡単な構造で、本堂とはほぼ同時期のものであろう。

○称名寺 鐘の鑄造

貞享年間(1684~1688)に釣鐘と鐘堂を作った時の記録によると「渡り(直径)2尺5寸の釣鐘、森本上3町あまり西の川原にて仕り火の用心には」とあり、清流豊かな猪名川べりで、想像を絶する大きな火が焚かれたことであろう。猪名川の自然林から燃料の補給を受けながらの大掛かりな鐘の鑄造工事がの様子が見える。

■森本に残る中世の石造美術品 (神津小学校創立百周年記念誌より)

○称名寺の板碑

花崗岩製で、近年境内から掘り出されたものらしい。上端と下端が欠けているが、高さ約35cm、厚さ20.5cmである。地蔵様の立ち姿が刻まれており、銘文が完全に残っていた。銘文によりこの板碑が1563年(永禄6)、時宗の講集団によって納められたことがわかる。

○称名寺の宝篋印塔基礎部

本堂の南側に残っている。花崗岩製で構造手法とともに本格的で珍しい遺品である。銘文によって1595年(文禄4)に納められたことがわかる。(松浦三郎氏の調査による)

25. 隠亡大屋敷(オンボウオオヤシキ) 森本1丁目

旧河川敷の西にあり、現在は、大部分が、会社および工場、墓地、そして神津小学校の一部である。この地域は「おおやぶ」と呼ばれていた。

※森本隠亡

森本村にあり、名所図絵に安倍晴明の宅址なりという。今は村の共同墓地たり。昔時、好事家ありてその宅址に四坪大の蓮台ありとの伝説を信じ、村内の若者に命じて余暇ある毎に藪中に杭を打たしむること、幾千本とも知らざる程なりしも終に夫れに当たるを得ざりしという。(川辺郡誌より)

26. 猪名川河原西(イナガワカワラニシ) 森本1丁目

前記「字 隠亡大屋敷」の西にあり「おおやぶ」と呼ばれていた。まさに、猪名川の河原にあり、集落の西である。現在、東は工場、西は河川敷で造成され、グラウンドとなっており、ここで、8月「伊丹市の花火大会」が行われている。

27. 隠亡小屋敷河原(オンボウコヤシキカワラ) 森本1丁目

前二地区の南(下流)になり「おおやぶ」と呼ばれていた。西の猪名川で、天津・伊丹と境をな

している。現在、西は河川敷、東は神津小学校になっている。そしてこの地区の南端と次の「河原」の北端を、西に猪名川を渡る「斜張橋」がある。

28. 河原(カワラ) 森本1・6丁目

名のとおり、新・旧河川敷にあり、現在東側一部は工場になっている。また、中心部を西に水管橋が伊丹に渡っている。

<森本の年表>

1339(延元 4・暦応2)	4月森本基康、森本大路村下司公文職名田などを譲られる。(1-531)
1342(興国 3・康永1)	このころ、御撰籙渡荘杜本荘(おんせつろくわたりしょう もりもとしょう)の知行、有名無実のため、所務におよばず。(1-556)
1485(文明 17)	8月6日森本宗善(親正)「森殿庵知行諸役諸年貢等注文」を注す。(1-580)
1513(永正 10)	3月10日足利義伊、森本新五郎に橘藺大路村下司職・公文職を安堵する。(1-604)
1615(元和 1)	この年、森本村、大和龍田藩片桐且元の所領となる。(2-75)
1662(寛文 2)	この年、小坂田村・森本村、旗本服部氏(貞長系)の知行所となる。(2-73)
1702(元禄 15)	この年、小坂田村で5反20歩、森本村で9反3畝10歩にたばこが作られる。(2-145)

■九名井について

九名井の起源は古く、室町時代の寛正二年(1461)には「九名井」として資料に登場する。即ち、奈良・興福寺の門跡寺院・大乘院の尋尊の日記「大乘院寺社雑事記」(「増補 続資料大成」27、28、1978)に田能村庄と春日社領原田庄との争いが記録されており、その中に「九名井」が登場するのである。詳細な用水慣行は不明だが、この用水が原田庄のものか、田能村庄のものかが争われ、京都での訴訟の結果、原田庄の主張が認められ、原田庄側が九名井を取り込んで傍示杭を打った。

ところがこれを不満とする田能村庄の土豪で摂津守護細川家の被官だった田能村大和守が、杭を引き抜いた。春日社はこれを訴えたが、田能村大和守が護細川家の被官だったため処罰されなかった。原田庄は再び杭を打ったが寛正二年五月16、17日ごろ田能村大和守が、再びこれを引き抜いてしまった。このことで大和守の所領没収が決まり、騎馬30騎ほどがやってきて所領を没収し、田能村庄は闕所となったが「田能村引汲橋御園以下者共」がほら貝を吹き鳴らして蜂起し、3、4人が討たれた。

寛正二年八月22日条には、将軍足利義政から、田能村大和守は罪科に処したこと、九名井用水は先例に任せて寺社が領知すべきとの決定が出された。興福寺・春日社側は闕所となった

田能村領を寺社に寄進すること、大和守の館に火を放つこと、引き抜かれた杭の修復に「橘御園以下3ヶ村」の者が従事する事を要求した。興福寺・春日社側は春日社閉門などの強硬措置を取るなどして、次第に幕府に譲歩させていくが「橘御園以下3ヶ村」は最後まで抵抗し、守護が出頭を要請しても応じなかった。11月18日になって一応の決着がついたが、この杭の問題はどうなったのかは記録されていない。

橘御園とは尼崎から伊丹、川西、宝塚市域に散在してまたがる広大な摂関家領で範囲は定かではない。また田能村大和守に同調した3ヶ村についても不明である。ただこの3ヶ村については、田能村大和守が没落した後も興福寺・春日社が求めた用水の境界を定める杭の打ち直しに応じていないことから、水利の利害関係が深い村々、即ち西郷4ヶ村のうちの3ヶ村ではないだろうか。

中世と近世の水利施設や村の様相は大きく異なっているので即断は避けなければならないが、当時の存在が確認できる村は嘉元2年(1304)の「浄土寺殿寄進米上日記」(「伊丹中世史料」1974伊丹市)に登場する酒井村、暦応2年(1339)の「尼見性讓状写」(同)などに見える橘御園のうちの「もりもと」などがある。岩屋村の成立は天正年間(1573～92)とされ、寛正2年に独立した村となっていた史料は見当たらない。その一方で「九名井」の名称の起源を考えると、設立当初から、九つの独立性の高い集落の存在が想定できる。

いずれにしても、寛正二年には猪名川から取水する九名井が存在していたこと、また境界争いでは敗訴したとはいえ原田庄と水利で対立する村連合が興福寺・春日社という権門と命をかけて対立、行動しており、井組の前身が形成されていると思われる。

(文責:足立繁)